

(議決事項 1)

第 4 回 経 営 委 員 会

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

コンプライアンスに関する規程改正等について

経営委員を含む年金積立金管理運用独立行政法人の役職員に適用される以下のコンプライアンスに関する規程等について、別紙のとおり変更したい。

○金融事業者が主催する会議、講演等への対応細則

○倫理規程

○金融商品の取引等に関する規程

金融事業者が主催する会議、講演等への対応細則（平成 27 年規程第 6 号）の一部を次のとおり改正する。

平成 29 年 12 月〇日改正
理事長 高橋 則広

新	旧
第 1 条 （略） （定義） 第 2 条 この細則において、「<u>金融事業者</u>」とは、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業、その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者をいう。 （役員等の対応） 第 3 条 管理運用法人の役員及び職員（以下「役員等」という。）は、原則として、管理運用法人と特定の<u>金融事業者</u>との癒着等の疑念を招かないよう、<u>金融事業者</u>の主催（会議名等に<u>金融事業者</u>の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。）による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならない。	第 1 条 （略） （定義） 第 2 条 この細則において、「<u>金融機関等</u>」とは、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業、その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者であって<u>管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの及びこれらの事業者の団体</u>をいう。 （役員等の対応） 第 3 条 管理運用法人の役員及び職員（以下「役員等」という。）は、原則として、管理運用法人と特定の<u>金融機関等</u>との癒着等の疑念を招かないよう、<u>金融機関等</u>の主催（会議名等に<u>金融機関等</u>の名称が入ることその他主催と誤認される場合を含む。）による会議、講演等において管理運用法人に関する発言を行ってはならない。

附 則（平成 29. 12. 〇改正）

この改正は、平成 29 年 12 月〇日から適用する。

新	旧
第 1 条～第 2 条 （略） （定義等） 第 3 条 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。 3 この規程において、「利害関係者」とは、<u>役職員が職務として携わる管理運用法人の支出の原因となる契約に関する事務又は売買、賃借、請負その他の契約に関する事務について、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等（銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う金融事業者については親会社（当該事業者について過半を超える議決権を保有する会社をいう。）及び当該親会社の子会社である金融事業者を含めるものとする。）をいう。</u>	第 1 条～第 2 条 （略） （定義等） 第 3 条 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。 3 この規程において、「利害関係者」とは、<u>次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</u> （1） <u>承認等をする事務</u> <u>承認等を受けて事業を行っている事業者等（第 1 項に規定する事業者等及び第 2 項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、承認等の申請をしている事業者等又は個人（第 2 項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び承認等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人</u> （2） <u>立入検査、監査又は実地調査若しくは指導をする事務</u> <u>立入検査、監査又は実地調査若しくは指導を受ける事業者等又は特定個人</u> （3） <u>管理運用法人の支出の原因となる契約に関する事務又は売買、賃借、請負その他の契約に関する事務</u> <u>これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかで</u>

新	旧
(倫理監督者及び倫理管理者) 第4条 役員等の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者及び倫理管理者を置く。 2 倫理監督者は、理事長とし、倫理管理者は、<u>コンプライアンス・オフィサー</u>とする。 第5条～第10条 (略) (利害関係者と共に飲食をする場合の届出) 第11条 役員等は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、<u>次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者又は倫理管理者に様式1により届け出なければならない。</u>ただし、止むを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。 一 <u>多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。</u> 二 <u>私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。</u> 第12条～第20条 (略)	ある事業者等 (倫理監督者及び倫理管理者) 第4条 役員等の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者及び倫理管理者を置く。 2 倫理監督者は、理事長とし、倫理管理者は、<u>総務部長</u>とする。 第5条～第10条 (略) (利害関係者と共に飲食をする場合の届出) 第11条 役員等は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合 <u>(多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食する場合を除く。)</u>において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督者又は倫理管理者に様式1により届け出なければならない。ただし、止むを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。 第12条～第20条 (略)

附 則 (平成 29. 12. ○改正)

この改正は、平成 29 年 12 月○日から適用する。

新	旧
第1条～第4条 略 （特定取引等の承認） 第5条 前条の規定にかかわらず、役員等は、次に掲げる場合には、審査委員会の承認をあらかじめ受けて、同条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（職務上知ることができた秘密を利用することによるもの及び職務上の地位又は職務を利用したものを除く。以下「特定取引等」という。）を行うことができる。 （1）租税公課の支払いに充当する場合 （2）役員等になる前に締結された契約の履行として行われる場合 （3）企業合併による株式交換その他関係法令の規定による取引等として行われる場合 （4）前各号に準ずるやむを得ない事情があると認められる場合 第6条 略 （審査委員会の設置） 第7条 特定取引等に関し、承認を行い、又は報告を受けるため、管理運用法人に、審査委員会を置く。 2 審査委員会は、委員長及び委員で構成し、委員長は <u>コンプライアンス・オフィサー</u> 二、委員は企画部長、市場運用部長、監査室長及び <u>コンプライアンス・オフィサー補佐官</u> をもって充てる。 3 委員長に事故があるとき又は委員長から前条第1項の承認申請があったときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、質問し、又は意見を述べさせることができる。 5 審査委員会の庶務は、<u>企画部企画課</u> において行う。 第8条～第9条 略	第1条～第4条 略 （特定取引等の承認） 第5条 前条の規定にかかわらず、役員等は、次に掲げる場合には、審査委員会の承認をあらかじめ受けて、同条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（職務上知ることができた秘密を利用することによるもの及び職務上の地位又は職務を利用したものを除く。以下「特定取引等」という。）を行うことができる。 （1）租税公課の支払いに充当する場合 （2）役員等になる前に締結された契約の履行として行われる場合 （3）企業合併による株式交換その他関係法令の規定による取引等として行われる場合 <u>（4）役員等になる前に取得した株式等又は投資信託受益証券等を処分する場合</u> <u>（5）前各号に準ずるやむを得ない事情があると認められる場合</u> 第6条 略 （審査委員会の設置） 第7条 特定取引等に関し、承認を行い、又は報告を受けるため、管理運用法人に、審査委員会を置く。 2 審査委員会は、委員長及び委員で構成し、委員長は <u>総務部長</u>、委員は企画部長、市場運用部長、監査室長及び <u>総務課長</u> をもって充てる。 3 委員長に事故があるとき又は委員長から前条第1項の承認申請があったときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。 4 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、質問し、又は意見を述べさせることができる。 5 審査委員会の庶務は、<u>総務部総務課</u> において行う。 第8条～第9条 略

附 則（平 29.12. 〇〇改正）

この改正は、平成 29 年 12 月〇〇日から施行する。

第3回経営委員会「コンプライアンスに関する主な規程について(2)」で示された検討の方向性

将来の年金給付の貴重な財源となる年金積立金の運用については、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招かないことが重要であり、コンプライアンスの実行について法改正前より後退することなく、併せて、経営委員会での議論を踏まえ、見直しを図るべきではないか。

委員会において
議論された検討課題

検討の方向性

1. 経営委員の講演等の扱いについて



○ 「特定の金融機関との癒着等の疑念を招かない」という規程の趣旨から、金融事業者が主催する講演等に一般的に適用するとともに、事業者団体を除いてはどうか。

2. 利害関係者の範囲をどのように考えるか(倫理規程関係)



○ 法改正前の実行を踏まえ、金融事業者について、利害関係者の範囲を拡大

※ 国民の疑惑、不信防止の観点から、金融事業者について、既に契約している運用受託機関等の親会社、関連会社も利害関係者とみなす。

3. 利害関係者との間で禁止される行為から除外される私的な関係(倫理規程関係)



○ 利害関係者の範囲を拡大したこともあり、国家公務員準拠とする

親族、学生時代の友人、以前勤務していた会社の同僚、仲人をしてもらったかつての上司等。

4. 当法人の役職員に就く前に取得した株式等の取引等を例外とする必要性(金融商品の取引等に関する規程)



○ 当該規程は不要とし、規程改正

5. コンプライアンスについての照会窓口の明確化(倫理規程等関係)



○ 別添のとおり規程を改正し、照会窓口の明確化を図る

コンプライアンスオフィサー、コンプライアンスオフィサー補佐官等が倫理規程等関係を担当。